

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成26年12月26日京都市条例第34号）（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課）

京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）において卸売を行う一部の生鮮まぐろ類及び冷凍まぐろ類については、売買取引の公平性を確保するため、売買取引の方法をせり売又は入札の方法によることとしているところ、次のとおり、売買取引の方法を変更し、相対取引による売買の制限を緩和することにより、取引方法を弾力化し、第一市場における売買取引の活性化を図ることとしました。

| 区 分 | 売 買 取 引 の 方 法 | |
|---|---------------|--------------------|
| | 改 正 前 | 改 正 後 |
| 生鮮まぐろ類（20キログラム以下のものを除く。）及び冷凍まぐろ類（腹部を切り開き、えらと内臓を除いたものに限る。） | せり売又は入札の方法 | せり売若しくは入札の方法又は相対取引 |

この条例は平成27年1月1日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第34号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2水産物部の項中「生鮮まぐろ類（20キログラム以下のものを除く。）、冷凍まぐろ類（腹部を切り開き、えらと内臓を除いたものに限る。）及び」を削る。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)